

参加者の資格に関する公示

令和7・8・9年度において国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「当機構」という。）における物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、令和7・8・9年度の全省庁統一参加資格を有する者は、当機構の競争契約においても有効な参加資格を有するものとして扱うので、申請の必要はありません。

令和7年2月14日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 増山 寛

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の製造
- (2) 物品の販売
- (3) 役務の提供等
- (4) 物品の買受

2 申請の時期

定期審査申請の受付は、公示日から令和7年2月28日（金）までとする（ただし、土・日曜日、祝・祭日を除く。）。

なお、定期の受付時期を過ぎた場合でも随時に受付及び審査を行うが、その場合、事務処理の都合により入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3 競争参加資格の申請方法

- (1) 当機構ホームページ web フォームより作成の手引き及び画面指示に従って申請すること
<https://www.nict.go.jp/tender/sanka-sikaku.html>

「競争参加資格について」→「情報通信研究機構の競争参加資格の申請」

- ① web フォーム申請：「Web フォームによる申請」→「参加資格申請（物品・製造・役務）」
 - ② 作成の手引き：「競争参加資格申請書類の作成の手引き（物品・役務）」
- (2) 申請完了のメールを送付するので、メールが届いたことを確認すること。

(お問い合わせ)

電子メール shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

(委任状郵送先)

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ

4 競争に参加することができない者

- (1) 情報通信研究機構契約事務細則第3条の規定に該当する者
- (2) 情報通信研究機構契約事務細則第4条の各号の一に該当すると認められる者であって、当機構が競争契約への参加を制限した者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 申請書及び添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

5 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記1の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもつて行う。
- (2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記2の区分に基づいて格付けする。

6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により申請者に通知する。

7 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。なお、本公示2のなお書きにより随時審査した場合は、資格を付与されたときから令和10年3月31日までとする。

8 資格審査に関する照会先

国立研究開発法人情報通信研究機構 財務部契約室 契約管理グループ

電子メール : shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

〒184—8795 東京都小金井市貫井北町4—2—1

9 その他

(1) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者（有資格者）の手続

有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、本公示8の提出先に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当機構が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

(2) 合併・分社・廃業の場合の手続

有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、本公示8の連絡先に速やかに連絡すること。

(3) 資格審査結果通知書の再発行について

再発行手続きについては、本公示8の連絡先に相談すること。

別記1 付与数値

掲載順序 項目 段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については、物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示す（左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値である。）

流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）

(1) 年間平均（生産・販売）高 ※前2ヶ年の平均実績高		
200億円以上		: 60、65
100億円以上	200億円未満	: 55、60
50億円以上	100億円未満	: 50、55
25億円以上	50億円未満	: 45、50
10億円以上	25億円未満	: 40、45
5億円以上	10億円未満	: 35、40
2.5億円以上	5億円未満	: 30、35
1億円以上	2.5億円未満	: 25、30
5,000万円以上	1億円未満	: 20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	: 15、20
2,500万円未満		: 10、15
(2) 自己資本額の合計		
10億円以上		: 10、15
1億円以上	10億円未満	: 8、12
1,000万円以上	1億円未満	: 6、9
100万円以上	1,000万円未満	: 4、6
100万円未満		: 2、3
(3) 流動比率		
140%以上		: 10
120%以上	140%未満	: 8
100%以上	120%未満	: 6
100%未満		: 4
(4) 営業年数		
20年以上		: 5、10
10年以上	20年未満	: 4、8
10年未満		: 3、6
(5) 機械設備等の額		

10億円以上		: 15
1億円以上	10億円未満	: 12
5,000万円以上	1億円未満	: 9
1,000万円以上	5,000万円未満	: 6
1,000万円未満		: 3
(6) 合計 (最高点)	100	

別記2 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲

(1) 物品の製造		
① 90点以上		: A
80点以上	90点未満	: B
55点以上	80点未満	: C
55点未満		: D
②Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上 2,000万円未満、Dは400万円未満		
(2) 物品の販売、役務の提供等		
① 90点以上		: A
80点以上	90点未満	: B
55点以上	80点未満	: C
55点未満		: D
②Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上 1,500万円未満、Dは300万円未満		
(3) 物品の買受		
① 70点以上		: A
50点以上	70点未満	: B
50点未満		: C
②Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満		

なお、本資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な運用を行う。